平成２８年（フ）第２２７号
埼玉県戸田市笹目４丁目18番地の11　ドムス笹目303号室
債務者　大嶋　広規
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
埼玉県草加市弁天４丁目５番18号
債務者　杉山　　龍
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
埼玉県春日部市南中曽根684番地２　モアグランデ豊春404号
債務者　原田　　勤（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８７号
埼玉県草加市吉町３丁目３番18号　エナミスＡ―202号
債務者　鈴木　彩乃（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
埼玉県越谷市大沢1662番地４
債務者　小柳　　史
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
埼玉県富士見市水谷東２丁目37番９号
債務者　小川　広樹
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１３号
埼玉県川越市大字山田657番地６
債務者　原田　和幸
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２４号
埼玉県川越市大字谷中41番地１
債務者　齋藤三矢子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２８号
埼玉県富士見市大字水子4966番地３　荒居荘203
債務者　前田　僖子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６８号
札幌市白石区菊水５条３丁目２番31―202号
債務者　遠藤未由希（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２１号
札幌市南区真駒内泉町４丁目１番３―309号
債務者　岩渕　由子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６６号
札幌市北区北37条西３丁目３番７号　シャトー麻生401号
債務者　中野　　明
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１号
釧路市貝塚２丁目３番４号　アーバンエステート貝塚205
債務者　増井　里美（旧姓吹越）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５０号
大阪府羽曳野市蔵之内270番地の１
債務者　土生田久志
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
堺市東区草尾367番地14
債務者　金丸　仁美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
堺市北区蔵前町１丁３番56―401号
債務者　あずみ建装こと　成澤　健二
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１号
岡山県倉敷市青江812番地
債務者　石川　一志
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1487番地５
債務者　松井　　愛（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係